令和５年９月定例会報告

令和５年９月１日から２５日の２５日間、令和５年９月定例会が行われ、令和４年度の決算審査などを審議しました。

◎決算審査

行財政改革の推進事業の質問をしました。令和 5 年度当初予算に反映された効果額は１億７１００万円で、廃止した事業が１８、内容を見直した事業が５０ということでした。EBPM（合理的根拠に基づいた政策立案）の推進のため携帯端末の位置情報データ分析ツールのライセンスをお借りし、市役所本庁舎や常盤公園などの人流データの解析で施策の効果などを測定しているということでした。また、観光コンベンション協会や文化振興財団などの外部団体に対する補助金を中心に６分野１３事業を外部からの多様な意見を取り入れた「宇部市行財政改善委員会」を設置し実施したということでした。

◎文教民生委員会

平成４年度の介護保険料特別徴収賦課誤りの処理状況について報告がありました。令和５年９月１日時点で、収納率９９．３９％で未納件数２９１件、未納額３２２万９５２２円となっています。これまでの取組として市ウエブサイトや広報などによる広報、コールセンターや通知による納付勧奨、臨戸訪問などにより対応されて多くの経費をかけて事後処理をされています。再発防止策もお聞きしましたが、国を含むシステム構築で根本的にやり直すべきであると今までもお願いしてきましたが、今後もその方向で執行部と協議しながら進めたいと考えています。

◎一般質問

初回一括方式で二つの質問をいたしたが、分かりやすく一問一答でまとめました。

１　地域活動の推進について

（質問要旨）

（1）「地域活動の日」の現状と課題

令和５年４月から原則水曜日を「地域活動の日」として取組が開始されました。半年が経過しましたが、現状と課題についてお伺いをいたします。

（回答要旨）

本市では、令和５年４月から、あらゆる世代が地域活動に参加し、つながりつづける地域づくりに取り組む「地域活動の日」がスタートしました。

水曜日を「地域活動の日」とするこの取組に、地域活動に関心のある働く世代が参加しやすい環境を整えるため、「宇部市地域活動応援事業者認証制度」を設置し、８月１日現在で、２１１の事業者に登録をいただき、「地域活動の日」の事業所内での周知や、従業員の地域活動への参加奨励等にご協力いただいています。

各地区の取組としては、恩田地区が５月に未来のビジョンをテーマに、「地域活動の日」のオープニングイベントを実施され、このイベントを通じてこれまで地域活動に参加されていなかった数名の方が、恩田地区の課題解決に向けたプロジェクトチームに参加されることとなりました。

万倉地区では、「地域活動の日」をきっかけに、組織の若返りを図る人材の掘り起こしを進め、地域計画の見直しメンバーに１４人の若手が新たに加わりました。

一方で、スタートから約半年が経過しましたが、まだまだ、市内における「地域活動の日」に対する認知度は低く、引き続き周知・啓発に努めていく必要があります。

このため、今後は、地域活動応援サイト「チイキのチカラ」の活用による双方向での情報の発信・共有や、地域活動応援事業者の新規登録をさらに促進するとともに、各地域に対しては、先行した取組を行っている地区の事例を参考に横展開するための支援を行うなどして、より多くの市民、世代が交流する持続可能な地域運営につなげていきたいと考えています。

一方で、地域活動の輪を更に拡大するためには、これまで地域活動に関心を持っておられない方に興味を持ってもらい地域活動デビューされるためのきっか

けづくりも必要です。

「地域活動の日」の取組に併せて、地域が活性化するための取組も検討していきます。

（再質問要旨）

「隗より始めよ」との故事成語に倣い、市庁舎で毎週水曜日にお昼前になると職員向けに「地域活動の日」の推進について喚起放送が流れているのを聞きますが、このことを含め市職員に対する取り組みを伺いたいと思います。

（回答要旨）

庁内放送のほか、地域行事の情報を職員用ネットワークに掲載し、参加者を募っています。市職員の地域活動への参加事例として、地区の夏祭りに地域住民として、またスタッフとしての参加や、地区の清掃活動や見守り活動を地域と共同して立ち上げています。これをきっかけに地域の将来を考えるミーティングにも参加しています。

（再質問要旨）

次に８月１日現在で２１１の事業所に登録をいただいているということですが、今後より多くの事業所に参加いただくようにするための方策についてお伺いいたします。

（回答要旨）

登録いただいた地域活動応援事業者にお勤めの方が、地域活動に参加されている様子を「チイキのチカラ」内で事業者の紹介とともに掲載する予定です。

また、情報発信にあわせて、登録いただいた事業者の皆さんにご意見を伺うなどして、地域活動事業者制度のブラッシュアップを図り、応援していただく事業者を増やしていきたいと考えています。

（再質問要旨）

地域活動応援サイト「チイキのチカラ」の活用による双方向での情報の発信・共有とありましたが、もう少し詳しく分かりやすく説明をいただきたいと思います。

（回答要旨）

地域活動応援サイト「チイキのチカラ」は、市内２４地区の地域の魅力や地域の活動状況、地域活動応援事業者の紹介等を行っています。市は、地域活動への支援として、地域支援員等の取組や助成制度、相談体制を紹介しています。地域は、各地区のフェイスブック等と連携し、地区のお祭りや行事開催の様子など地域の情報を発信しています。地域デビューを希望される方は、地域活動応募書を取得し、メール等で提出できます。

このサイトを活用していただくことで、それぞれの地域は、市の支援の内容や地域活動参加者の促進、他の地域の活動状況の把握、参考とすることができます。

（要望）

「チイキのチカラ」を見れば、市主催の催し物を含め、多くの市内の催し物が分かるというようにこれから充実していただくよう要望します。

（2）地域活動に関する条例の制定

（質問要旨）

令和５年６月定例会で、わが会派の青谷議員の一般質問で、自治会への世帯主異動情報の提供の取り止めの質問に対して、令和５年４月から個人情報の保護に関する法律の改正によって、異動情報の提供ができなくなったとの答弁がありました。また、以前から自治会に加入してなくていない世帯のごみ出し問題など自治会が苦慮している事案もあります。今後、地球温暖化で自然災害が頻繁に起こる現在、自主防災組織や自治会活動など地域活動の推進は、ますます重要であります。そこで、自治会などとの情報交換や提供は欠かせないものであると思

います。何かいい知恵はないかと考えましたが、自治会などの団体の法的根拠を明らかにし、市・自治会や地域住民の役割また市の責務などを取り決める「地域活動に関する条例」を制定すれば、諸問題の解決が図られ、個人情報の保護に関する法律の規定もクリアーでき、より安全・安心な市民生活の実現に寄与するのではないかと考えています。ご答弁よろしくお願いいたします。

（回答要旨）

本市では、これまで、宇部市個人情報保護条例に基づき設置された、宇部市個人情報保護対策審議会の承認を得て自治会長に世帯主異動情報の提供を行ってきました。

そのような中、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和５年度から、地方自治体においても法律の規定に従うこととされました。

法では、本人の同意を得ずに、行政機関が外部へ個人情報を提供できる場合は、条例の有無にかかわらず、目的を限定した、行政との共同事業の実施など限定的です。

ご提案の地域活動に関する条例については、地域活動の活性化の実効基盤となるよう個人情報の取扱も含めて検討していく必要があると考えています。

一方で、現在、多くの自治会長から、当該自治会内の住民の転出入や死亡等の情報が入手できず、自治会活動や地域防災活動などの様々な場面で支障が生じているとの声もいただいています。

自治会は人と人とがつながり支えあう地域づくりの基盤となるものであり、地域コミュニティに関する様々な取組を本市が進めるうえでも、重要な役割を担っていることから、８月の山口県市長会において、自治会長への個人情報の提供が可能となるよう国への要望を提案いたしました。

また、自治会長への個人情報の提供については、必要とするもののその取扱い等について、課題もあることから、今後、山口県市長会において、整理・検討を進めていただくとともに、本市においても、地域活動の実情に即した法整備を様々な機会を通じて、国等に要望していきます。

（要望）

自治会への個人情報提供については市長会を通じて要望提案をされたということなので、早急に対処してもらうこと（この件については、市長自ら、市長会の現状報告の答弁をいただきました。）を要望します。また、地域活動に関する条例制定（自治会の法的根拠や市民への参加要請、市の役割、地域活動の日の規定）に少し時間も要すると思いますが、検討していく必要があるとの認識を示されましたので、今後、他市の状況も参考によろしくお願いいたします。

2「宇部市樹木管理指針」について

（質問要旨）

令和５年６月に「宇部市樹木管理指針」を策定されていますが、その内容についてお伺いしたいと思います。具体的に

(1)背景と目的

(2)現状と課題

(3)今後の方針

以上３点についてお伺いします。ご答弁よろしくお願いいたします、

（回答要旨）

本市は、戦後復興や脱公害を目指し、積極的な緑化に取り組み、公園や道路へ多くの木を植え、自然樹形を基本とした樹木管理により、緑豊かな都市景観を形成してきました。

しかしながら、市街地の樹木調査では、根の成長による歩道などの損壊や、地球温暖化に伴う、樹木の健康状態の悪化、不整形な樹木による景観の阻害、見通し不良による防犯上の懸念、樹木の大型化など、様々な問題が判明し、これらによる樹木管理費の増加も、大きな負担となっています。

また、都市緑化に関する市民アンケートでは、街路樹に関しては、花や新緑、

紅葉などの自然や風情を感じ、安らぎも感じられる良いイメージを持っている反面、半数の人が街路樹の質については、不十分と感じていることも分かりました。

さらに、毎年発生する大量の落葉や銀杏などの木の実の落下、暴風時の倒木による電線の断線、信号機や道路標識の視認阻害など、生活に関する不安がある事も分かりました。

このようなことから、良好な都市空間を形成していくための課題を、「安心・安全な通行空間の確保」「健康な樹木の保全」、「周辺環境及び景観との調和」「適切な維持管理の実施」の４つとし、今後、持続可能な樹木の適切な維持管理を行うための「宇部市樹木管理指針」を令和５年６月に策定しました。

今後の方針については、「宇部市樹木管理指針」では、『受け継いだ緑を育み、「緑と花と彫刻のまち」にふさわしい緑と街並みが調和する景観を創る』を基本理念とし、実現に向けた取組として、「魅力的な都市景観の創出」、「持続可能な維持管理の実施」、「安全な道路空間の創出」の３つを基本方針としています。

これらに沿った、樹木管理の具体的な取組としては、次の４つを適正化指針として定めています。

一つ目は、空間や景観に配慮した「目標樹形等の設定」、二つ目は、点検・診断、改善処置等のメンテナンスサイクルによる「樹木の保全と保護」、三つ目は、街並みに応じた樹木配置の改善などによる「周辺環境との調和」、四つ目は、統一感のある並木形成などに向けた「適切な樹種の導入」としています。

今後は、本指針に基づき、樹木の量的整備から質的向上へ転換し、既存樹木を保全する持続可能な維持管理と安心・安全な都市空間創出の両立を図りながら、緑と花と彫刻が調和した居心地が良いまちを目指します。

（再質問要旨）

自分の家の前の街路樹の落ち葉の清掃については、できるだけ自分たちで清掃をしていたが、歳をとってなかなか清掃も難しくなった。何とかならないかと

の要望も聞いており、樹木の維持管理も今後大変になるなと思っていました。

そこで宇部市樹木管理指針ができ、改善に向けて一歩動き出したなということに感謝したいと思います。そこで、再質問をいたしますが、今後の樹木管理の具体的な取り組みとして、４つの適正化指針を定めているということですが、主なものでいいですので、できるだけ具体例を挙げて説明をしていただければ、理解しやすいと思いますが。よろしくお願いします。

（回答要旨）

街路樹について、車両の通行空間などを確保し、沿線の土地利用状況や歩道幅員などを考慮し、樹形の統一を目指します。

信号機や道路標識が見えにくい場合や、枝や葉が重なることによる生育不良の樹木については適切な剪定と伐採、植え替えを行います。

樹木変更については、植栽する場所の条件や樹種の特性、景観としての統一性を踏まえ選定することとしています。

公園については、既存樹木のうち、位置や樹種の特性、周辺状況などを考慮し、シンボリックで整った自然樹形となる高木を継続的に管理保全します。また、過密した外周部の樹木により、公園内の様子が見えにくい場合は、防犯等の観点から、間伐し視認性の向上を図ります。

（再質問要旨）

緑化については宇部市においては、非常に重要なことだと認識しています。宇部市史の通史編に宇部市の市街地の緑化は、戦災復興事業の一環として、街路と公園緑地の整備が開始され、宇部市の街路樹は、昭和４２年までに市民１５人に１本の割合に達し、豊かな緑を市民が所有することになった。街路樹の整備と並行して真締川河畔や渡辺翁記念会館前広場に植樹して緑をよみがえらせ、続いて常盤公園や恩田運動公園など市内各所に散在する公園の整備を進め、３８年の山口国体を機に、市民の献木運動を開始した、となっています。そのような背景がありますが、常盤通りウォーカブル計画の中で、街路樹計画はどうなる

のかお伺いします。

（回答要旨）

常盤通りのウォーカブル計画は「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの形成を目指し、さまざまな使い方ができる公園のような居心地の良い歩行空間を整備することとし、策定に当たっては、共創の観点に基づき組織した「宇部市常盤通りウォーカブル推進協議会」で協議検討を重ね、令和４年９月末に公表したところです。

現在の常盤通りの街路樹については、樹木の大型化による信号機や道路標識の視認性阻害や根の成長による歩道の損壊、生育不良、樹種の不統一性などのほか地元住民からは落葉清掃などの日常的な維持管理の負担が大きいといったご意見をいただいております。

このため、街路樹については、これらの既存樹木を伐採し、自然樹形が美しく管理が比較的容易な「ケヤキ」に統一することで、並木景観の向上を図るとともに、中低木や花壇、ベンチ等を配置し開放的な空間を整備していきます。

また、ヒストリア宇部前の既存プラタナスについては存置し、宇部の歴史や文化を感じられる空間として整備していきます。

（再質問要旨）

恩田スポーツパーク整備の中で樹木計画はどうなるのかお伺いします。

（回答要旨）

恩田スポーツパークの再整備は、単なる老朽化したスポーツ施設のリニューアルにとどまらず、将来の全市的なスポーツの拠点となり、多世代の市民にとって、より身近に感じられる場所となること、また、それにより多くの人々が健康な心と身体を育て、運動公園を中心に若者でにぎわう場を実現することを目的としています。

この再整備の内、景観形成の整備方針として、開放的で緑豊かな憩い、活動できる空間を創出するとともに、公園と市民利用施設が調和した緑の拠点にふさ

わしい魅力と活気あふれる景観を形成することとしています。

これをもとに、樹木計画については、「花の山口国体」に合わせ市民団体等から寄付を受け植栽した公園の導線軸であり、市民の安らぎの空間を醸し出すシンボリックなメタセコイア並木道や陸上競技場外周のメタセコイア並木については、極力、残すことにしています。

また、新規に建設する施設沿いには、樹木管理指針に沿って、新たな植栽を行い、利用者に木陰や心地よい緑地空間を提供します。

（再質問要旨）

メタセコイア並木の答弁がありましたが、どのようにしたいのかお考えを聞かせてください。

（回答要旨）

メタセコイアの並木は植樹後、約６０年が経過しており、根の盛り上がりによって、園路の歩行者に支障となっている。公園の中心に計画している「にぎわい交流施設」は、バリアフリー化し、開放感にあふれるものとするため、また、車両も含め直接侵入を可能とするため６本のメタセコイアを伐採する予定でしたが、樹木を残せないかという声もあったことから、再検討をした結果、木の間隔が狭い場所の１本を伐採し、５本を残すことにしました。

また、伐採した樹木については、スポーツパークのベンチや休憩スペース等に利用するとともに、市民運動で整備したメタセコイアの歴史を後世に伝えていくための看板等の設置も検討していきたいと考えています。